

議案第百二十号

物品の購入について

右の議案を提出する。

令和七年十一月二十七日

提出者 港 区 長
清 家 愛

物品の購入について

左記のとおり物品を購入する。

記

一	購 入 の 目 的	介 護 予 防 個 別 支 援 シ ス テ ム 用 端 末 機 等 の 更 新
二	物 品 の 種 類 及 び 数 量	(一) シ ス テ ム 端 末 機 二 十 九 台 (二) サ ー バ ー 二 台 (三) プ リ ン タ ー 十 九 台 (四) ル ー タ ー 十 八 台 (五) ス ト レ ー ジ 一 台
三	購 入 予 定 価 格	千 四 百 八 十 二 万 四 千 五 百 三 十 五 円

四 購入の相手方 東京都文京区小石川一丁目三番二十五号

株式会社アクト

代表取締役

小林 智彦

(説明)

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第四条の規定に基づき、本案を提出いたします。